

加茂市指定給水装置工事事業者 各位

加茂市上下水道課長 坪谷 雄治

## 指定給水装置工事事業者制度の更新制導入に伴う更新手続きについて

日頃より、本市の水道事業に御協力いただき厚くお礼申し上げます。

さて、水道法の一部が改正されたことに伴い、令和元年10月1日より指定の更新制が導入されました。

この改正法により、指定の有効期間が従来の無期限から5年間となったことから、指定給水装置工事事業者の皆様におかれましては、有効期間内での更新手続きが必要となります。

今回、有効期間が令和5年9月29日までの当該事業者に対して更新手続き案内を送付させていただきますので、下記により更新手続きをお願いいたします。

## 1 今年度更新対象となる事業者

加茂市より指定を受けた日	(初回更新までの指定の有効期間)
平成19年4月1日～平成25年3月31日	(令和元年9月30日～令和5年9月29日)

有効期間内に更新手続きをしなかった場合、失効となりますのでご留意願います。

## 2 提出書類 ※様式は加茂市上下水道課ホームページに掲載しています。また提出部数は1部です。

- (1)【様式第1】指定給水装置工事事業者指定申請書
- (2)【別表】機械器具調書
- (3)【様式第2】誓約書
- (4)定款及び登記事項証明書(法人)又は住民票の写し(個人)
- (5)【様式第3】給水装置工事主任技術者選任届出書
- (6)給水装置工事主任技術者免状(写し)又は主任技術者証(写し)
- (7)【別紙1】指定給水装置工事事業者 指定更新時確認事項記入用紙

## 3 提出締切日

令和5年9月15日(金)

## 4 提出先(郵送もしくは持ち込み)

〒959-1392 加茂市幸町2-3-5 加茂市上下水道課(水道事業) 庶務係

## 5 新しい指定工事事業者証の交付時期

令和5年9月30日付で10月中に交付予定(電話、郵便等で連絡します)

## 6 手数料

3,000円 ※指定給水装置工事事業者証の交付の際に更新手数料をお支払いいただきます。

## 【お問い合わせ先】

加茂市上下水道課(水道事業) 庶務係

電話：0256-52-0080 内線 246

Email：suido@city.kamo.niigata.jp